

## 熊本地震に係る固定資産税の特例について

熊本地震により被災した方の負担軽減等のため、被災した家屋または償却資産に代わるものとして新たに取得した資産に対する固定資産税について、税制改正により特例措置が創設されました。

### 被災代替家屋に対する固定資産税の特例

熊本地震により滅失又は損壊した被災家屋に代わる家屋を新たに取得した場合には、被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分について2分の1減額されます。

#### 1. 対象となる人

- (1)被災家屋の所有者（共有名義の場合は、共有者を含む）
- (2)被災家屋の所有者に相続が生じたときは、その相続人等
- (3)被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4)被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

#### 2. 代替家屋要件

- (1)被災家屋に代わるものとして取得した家屋
  - ・原則として、被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの

#### 3. 被災家屋要件

- (1)熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋
  - ・原則として、り災証明書の判定が「半壊」以上であること。
- (2)取り壊し又は売却等の処分がなされていること

#### 4. 取得期限

平成28年4月14日から平成33年3月31日までに取得したもの

### 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例

熊本地震により滅失又は損壊した償却資産に代わる償却資産を取得した場合には、代替償却資産の固定資産税の課税標準額を、取得した翌年から4年度分について2分の1の額に軽減します。

#### 1. 対象となる人

熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

#### 2. 特例措置の対象となる資産

- (1)熊本地震の被災により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産
  - ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
  - ・代替されることとなる被災償却資産が、平成28年度において一定以上の損害があることにより減免が適用された場合で、かつ代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること
- (2)熊本地震の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

#### 3. 取得期限

平成28年4月14日から平成33年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

## 【提出書類】

### 被災代替家屋に対する固定資産税の特例

- ① 被災代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書
- ② 被災家屋が震災により滅失又は損壊した旨を証する書類  
⇒「り災証明書（写）」、「減免決定通知書（写）」等
- ③ 被災家屋が所在したことを証する書類  
⇒「平成 28 年度固定資産税名寄帳（写）」、「課税台帳記載事項証明書（写）」等  
被災家屋が合志市に所在した場合は提出不要です。
- ④ 被災家屋の処分を確認できる書類  
⇒「解体契約書（写）」、「売買契約書（写）」、「解体完了通知書（写）」等
- ⑤ その他  
代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等である場合は、以下の書類を添付して下さい。  
○相続人であることを確認できる書類 ⇒ 「戸籍謄本（写）」  
○被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族であることを確認できる書類  
⇒ 「戸籍謄本（写）」と「住民票（写）」  
○合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等の確認書類  
⇒ 「法人の登記簿謄本（写）」
- ⑥ 提出期限  
代替家屋を取得した翌年の 1 月 31 日まで

### 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例

- ① 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例適用申告書
  - ② 代替償却資産対照表
  - ③ 被災償却資産が熊本地震により滅失又は損壊した旨を証する書類  
⇒「減免決定通知書（写）」等
  - ④ 被災償却資産が所在したことを証する書類  
⇒「平成 28 年度償却資産課税台帳登録事項証明書（写）」等
  - ⑤ 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上登録されていないことを証する書類  
⇒ 被災償却資産を除却又は売却等の処分したことがわかる書類の写し等
- ※③は、合志市で償却資産の減免申請をされた方は提出不要です。④および⑤は、合志市で被災した償却資産について合志市でその代替償却資産を取得する方は提出不要です。
- ⑥ その他  
代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。  
○相続人の場合： 相続人であることを証する書類 ⇒ 「戸籍謄本（写）」  
○合併法人の場合： 合併法人であることを証する書類 ⇒ 「登記簿謄本（写）」
  - ⑦ 提出期限  
代替償却資産を取得した翌年の 1 月 31 日まで

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。